

あなたの貴重な一票を必ず投票しましょう

兵庫県知事選挙

大事な投票、忘れずに！

投票日は7月18日(日)午前7時～午後8時

7月18日(日)は兵庫県知事選挙の投票日です。

投票できる人

日本国民で、平成15年7月19日までに生まれ、兵庫県内の区域に引き続き3カ月以上住所を有している方

※最近、住所を異動された方は、旧住所での投票となる場合があります。

※県内市町に住所を移した場合も投票できます。この場合、投票前に県内市町の居住状況を確認します。

※投票する前に県外へ転出された場合は投票できません。

選挙のお知らせ券

世帯毎に封書で郵送しますので、記載されている投票所をご確認の上、投票の際に投票所にご持参ください。万一、届かなかったり、紛失

した場合は、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

受付期間及び時間

7月2日(金)～7月17日(土) 8時30分～20時

受付場所

① たつの市役所多目的ホール
② 新宮総合支所しんぐうホール

③ 揖保川総合支所1階ロビー
④ 御津総合支所1階会議室2

⑤ 室津センター
※室津センターは、7月17日(土) 8時30分～19時のみ。

※いずれの場所でも投票できます。

持参するもの

「選挙のお知らせ券」裏面の「期日前投票宣誓書」を記載の上、持参してください。※運転免許証など本人確認ができるものの提示を求めることがあります。

不在者投票

郵便投票

身体に重度の障害があり、郵便等投票証明書を持つておられる方は、7月14日(水)までに郵便等による不在者投票の手続きをしてください。

他市町村での投票

仕事や旅行などで、他市町村に滞在されている方は、本市選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。滞在地の選挙管理委員会にて、不在者投票をすることが出来ます。

選挙情報

選挙公報は新聞折込み及び市役所、各総合支所、公民館等の公共施設に配置します。また、市ホームページに投票結果や開票結果等の情報を掲載します。

開票

とき
7月18日(日) 21時10分～
ところ
たつの市立龍野体育館
2階競技場(龍野町富永)

感染予防対策

投票に来られる皆さんにお願いする対策

・投票日当日の混雑緩和の観点から、期日前投票を積極的にご利用ください。(期日前投票所においても、投票日直前の週末は、相当な混雑が予想されます。)

・マスクを着用し、咳エチケットの徹底、検温の実施、帰宅後の手洗い・うがいなどをお願いいたします。

・周りの人との距離を保つようお願いいたします。

※投票には持参された鉛筆やシャープペンシルが使用できません。

投票所での対策

・投票所の出入口にアルコール消毒液を設置
・従事者のマスク着用
・定期的な投票所の換気
・定期的な記載台の消毒
・使い捨て鉛筆の配布
・投票に来られた方と従事者

との間に、飛沫感染防止のためのビニールカーテンを設置

投票所変更のお知らせ

期日前投票所及び第13投票所

① たつの市役所分庁舎ホール

② 新たつの市役所多目的ホール

第33投票所

① 新屋保育所

② 新屋公民館

第35投票所

① 御津図書館

② 御津南こども園

選挙管理委員会事務局
(☎643183)

龍野体育館及び龍野図書館臨時休館のお知らせ

7月18日(日)は選挙の投票所となるため、臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

龍野体育館(☎632261)
龍野図書館(☎620469)



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)について

低所得の子育て世帯を支援するため、国から給付金を支給します。なお、既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給されている方(支給決定以後に対象児童が増えた場合は除く)は、本給付金は受けられません。

■支給対象者 下記の①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

①	令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児童の場合は20歳未満)を養育する父母等(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
②	令和3年度住民税(均等割)が非課税の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(※1)

(※1) 本人及び配偶者等の1年間の収入見込額(令和3年1月から令和4年2月までの任意の1カ月の収入に12を乗じた額)又は所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除した額)が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額(市ホームページ参照)以下である者。なお、支給対象者は、本人及び配偶者等のうち収入(所得)が高い方になります。

■対象児童 平成15年4月2日(特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている児童については、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までに生まれた児童

※本市又は他市町村において、既に支給された本給付金又は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給額の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれます。

■給付額 児童1人当たり一律5万円

■申請方法 **【令和3年4月分の児童手当受給者(公務員を除く)又は特別児童扶養手当受給者(出生等により、5月分以降の認定をされた方を含む)で住民税非課税の方】申請は不要です。**7月上旬に児童手当又は特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

※該当する方には、別途振込日等を記載した通知を郵送します。
※給付金を希望しない場合は、市ホームページに掲載している受給拒否の届出書を提出してください。

【上記以外の方】

申請が必要です。申請者は、父母等のうち収入が高い方となります。市ホームページ掲載の申請書を記入の上、必要書類とともに児童福祉課の窓口へ直接、又は郵送で提出してください。

申請受付期間:令和3年6月28日～令和4年2月28日(※窓口での受付は、土・日・祝日を除きます)

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の詳細については、市ホームページ及び厚生労働省ホームページ「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のページをご覧ください。

■申請・問い合わせ先 児童福祉課(☎64・3153)